

要求水準書

第1 総則

1 適用

本要求水準書は、令和4年度広島港宇品地区クルーズターミナル（仮称）建設事業（以下「本事業」という。）において、広島県（以下「県」という。）が要求する施設整備の水準（以下「要求水準」という。）や必要な事項を示すものであり、本事業に係る技術提案に適用する。

このため、施設の具体的仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器などについては、事業者が要求水準以上となるように提案を行うものとする。

本要求水準書のほか、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては下記の基準を参考にするものとする。

・ 共通

- 土木工事共通仕様書（最新版）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
- 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）
- 官庁施設の環境保全性基準（最新版）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）
- 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- 建築設計業務等電子納品要領
- 公共建築工事積算基準（最新版）
- 公共建築工事共通積算基準（最新版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- 建築物解体工事共通仕様書（最新版）
- 耐震診断基準・同解説，改修設計指針・同解説
（国土交通省住宅建築指導課監修 最新版）
- 屋内運動場等の耐震性能診断基準（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- 広島県公共建築物等木材利用促進方針

・ 建築

- 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 木造建築工事標準仕様書（最新版）
- 建築設計基準（最新版）
- 建築構造設計基準（最新版）
- 建築工事標準詳細図（最新版）
- 木造計画設計基準・同解説（最新版）

・ 建築積算

- 公共建築数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）

○広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）

○公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

・設備

○建築設備計画基準（最新版）

○建築設備設計基準（最新版）

○建築設備工事設計図書作成基準（最新版）

○公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）

○公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）

○公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）

○公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）

○公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）

○公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）

○排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）

○建築設備耐震設計・施工指針（最新版）

・設備積算

○公共建築設備数量積算基準（最新版）

○公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）

○公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

2 本事業の趣旨

世界的なクルーズ人口の増大を背景に国内外のラグジュアリークラスやプレミアムクラスを中心に多くのクルーズ客船が寄港している広島港宇品地区において、国際交流人口を拡大し地域の活性化を図るため、クルーズ船受入環境の充実に取り組むこととしている。本事業は、12万トン級のクルーズ客船寄港時における乗客（約2,700人）の円滑な入出国審査が行えるクルーズターミナルを整備するものである。

3 本事業の範囲

(1) 事業概要

次の施設を建設するための設計業務、建築工事及び工事監理業務を行う。

・クルーズターミナル 1棟施設面積約1,400㎡

（CIQ機能 約1,000㎡・待合所機能 約400㎡）

※施設面積は提案にあたり±5%の増減を認める。

(2) 設計業務の範囲

- ・本事業に係る基本設計及び実施設計業務
- ・設計及び建築にかかる申請等（上下水道及び消防等）に必要な調査業務
- ・工事の実施に必要な各種申請業務

(3) 建築工事の範囲

- ・建築工事、機械設備工事、電気設備工事及び外構工事
- ・その他必要な工事
- ・建築工事に伴う近隣対策（騒音・振動等対策）
- ・建築工事に伴う各種申請

※本要求水準書，技術提案書，契約書及び契約締結後に作成した設計図書（以下「設計図書等」という。）に基づき業務を行うこと。

(4) 工事監理業務の範囲

- ・本事業に係る設計図書等に基づく工事監理業務

(5) 引き渡し業務

- ・施設及び関係書類の引き渡し
- ・施設の登記

(6) その他

- ・関係機関等との協議への出席，説明及びとりまとめ作業等
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

第2 本事業における条件

1 建設予定地概要

(1) 位置, 面積

ア 位置

- ・広島県広島市南区宇品海岸三丁目
波止場公園内（別紙参照）

イ 敷地面積

- ・27,872.12 m²

(2) 都市計画など

ア 用途地域

- ・準工業地域

イ 建ぺい率・容積率

- ・60%・200%

ウ 防火地域

- ・指定なし

エ その他の地域地区

- ・法 22 条区域
- ・臨港地区（広島港臨港地区・修景厚生港区）
- ・景観計画重点地区（宇品みなと地区）
- ・汚水供用開始区域
- ・リバーフロント・シーフロント地区（シーフロント地区）

オ 接続道路

- ・北側 1項2号道路（幅員20.00m）

(3) その他

- ・インフォメーションセンター跡地は、基礎杭(PHC杭)を残置している。設計上新設杭等が既設の基礎杭に干渉する場合は撤去すること。（別添3敷地現況図（インフォメーションセンター跡地の杭残置状況）を参照のこと。）

2 周辺インフラ等

インフラ整備状況は、別添3のとおり。

3 敷地内建設

敷地内の既設の建物については別添3敷地現況図に示す。次の施設は本事業の期間において、基本的に使用できる状態とし、工事に伴い一時的に使用できない場合においては極力その期間を短くすること。

	用途	構造	建築面積	延床面積
①	公衆便所	鉄筋コンクリート造平屋建	24.99m ²	20.65m ²
②	公衆便所	鉄筋コンクリート造平屋建	5.83m ²	5.83m ²
③	パラダイスの塔	工作物	-	-

4 適用法令及び適用基準

本事業の実施に当たっては、以下に示すものに加え、設計及び施工などの各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針などについても本要求水準書と照らし合わせて適宜適用するものとする。

適用は事業者の責任において調査し、各々の許認可手続上設定される基準日に最新のものを採用すること。

また、関係法令などに対しては、関係機関との協議結果や指導に従うこと。

- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・建設業法
- ・消防法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・景観法
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律
- ・エネルギーの仕様の合理化に関する法律
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・広島県福祉のまちづくり条例
- ・広島市建築基準法施行細則
- ・その他関連する法律、条例、規則等
- ・土壤汚染対策法

第3 本施設整備の要求水準

1 共通事項

- ・新設するクルーズターミナルは、別添3敷地現況図に示す想定建設エリアに近似する位置とすること。
- ・各施設の機能、仕様及び設備は、本要求水準に基づき計画すること。その他、事業者が必要と判断する諸室は設計業務時に協議し設定することができる。なお、具体的に規定している仕様についても、同等以上の性能を有しており発注者が承認する場合は採用することができる。

2 建築計画の要求水準

(1) 施設計画

ア 共通事項

- ・別添1 動線イメージ図を踏まえたゾーニングとすること。
- ・CIQ（入出国手続等）を行う際は、乗員乗客全員が当施設（CIQエリア）に直接入場するため、動線が錯綜しないよう配慮すること。
- ・対象船舶（最大）は12万トン級（ダイヤモンド・プリンセス：乗客定員2,706人 乗組員数1,100人）を想定している。
- ・ツアーバスとそれ以外（タクシー・シャトルバス等）の利用割合は概ね8：2を想定している。

イ 施設諸元

- ・施設内の各室は施錠できるようにすること。
- ・施設内は各個室を除き、中間に壁や柱のない広い空間とすること。
- ・その他、別添2諸室等性能表に記載の仕様を踏まえた計画とすること。

ウ 共用部

(ア) 出入口廻り

- ・外部出入口は、雨天時に濡れずに出入りできるよう、庇を設けるなど配慮すること。

(イ) 便所廻り

- ・床は、モップなどによる拭き清掃を想定した乾式とすること。
- ・掃除用流し置場には、モップ掛け用フック、タオル掛けバー及び清掃用具など備品を収納する棚板を設けること。

エ その他

- ・屋根の軒樋等は落ち葉等による支障が出ないように配慮すること。

(2) 外構計画

- ・雨水は敷地勾配など現地をよく確認し、既存雨水枡へ支障なく自然流下するよう計画すること。汚水排水についても同様に自然流下で下水道本管に流入するよう計画すること。
- ・新設する施設周囲に雨水排水路を新たに設置するなど、雨水排水に支障が出ないように配慮すること。
- ・舗装工事（インターロッキング舗装）はクルーズターミナル建物の外周に利用者の動線を検討して計画すること。
- ・その他必要な工作物がある場合は、別途契約とする。

(3) 仕上計画

ア 外装計画

- ・外壁，屋根及び床に使用する材料は提案によるが，表面結露，内部結露を発生させないよう，適切な断熱性能を有すること。また，各種部材等について塩害対策を行うこと。
- ・近隣の建物・船舶への影響がないように，反射などによる光害をできる限り抑えた計画とすること。
- ・外装材と出入口廻りや窓廻りとの取り合い部は，小庇を設けるなど，取り合い部からの防水対策を十分に行うとともに，水切りの十分な出幅の確保や水切り端部に立ち上がりを設けるなど，雨だれによる汚れが生じにくい計画とすること。
- ・主な外部仕上げの基準は次表のとおりとする。

部 位	仕上
屋 根	材料，形状は提案によるものとするが，仕上材については防水の施工保証付きとする。
壁	耐久性，防汚性，耐傷性，防火性，遮音性，断熱性，防水性及び施工性等を総合的に勘案して，仕上材を提案によるものとする。
外部建具	耐塩仕様とし，海側には台風時の飛来物による損傷を防ぐ対策を行うこと。

イ 内装計画

- ・各施設の用途，機能に応じ，長寿命で耐久性に優れ，かつ清掃，補修及び点検が容易など，維持管理に配慮した材料，工法を選定すること。
- ・内装仕上げは，危険な凹凸を避けるなど，利用者の安全性に配慮した材料とすること。
- ・各施設の用途，機能及び配置場所に応じて，断熱材や吸音材の設置などを十分に検討し，採用すること。
- ・床はバリアフリーとし，階段，吹抜などにガラス手すりなどを設置する場合は，破損時の飛散防止，視線などに配慮した計画とすること。
- ・壁や間仕切りの表面材は，机等の衝突で破損しにくい材料を選定すること。
- ・地震時の剥落，落下による二次災害抑制に配慮した内装計画とすること。
- ・同一面で内装仕上げが異なる部分には，見切り材（SUSフラットバー程度）を設けること。
- ・間仕切壁は，仕上の不陸やクラックの発生防止に配慮した計画とすること。
- ・防煙壁を設ける場合は，飛散防止及び防火に配慮すること。
- ・各部の用途に応じ，適切な巾木を設けること。
- ・鋼製の材料は，下地も含め防錆処理を行うこと。
- ・床の仕上げは，提案によること。

ウ 建具関係

(ア) 共通

- ・各種建具は，各室の使用内容に応じた計画とし，数量，開口部の大きさ，開き勝手及び各種仕様について，使用目的，条件を考慮し設定すること。
- ・各施設の性能が確保できる建具の性能を有すること。

- ・鍵はマスターキーシステム方式を採用し、マスターキーのグルーピング、予備マスターキー、鍵違い本数の確保など建物管理に配慮した計画とすること。
- ・建具の仕上は、周囲の壁仕上、色彩、グレード感などと整合したものとすること。
- ・ガラス種は、強化ガラスを標準とすること。ただし、建築基準法により規制のかかる部分の仕様は、法に適合させること。
- ・鋼製建具は、下地を含め、防錆処理を行うこと。

(イ) 建具廻り

- ・CIQ施設は、入出国審査中は内部が見えないよう、カーテンやブラインド等で遮蔽できる構造とする。

(4) 安全・防災計画

- ・消防設備の設置については、消火器、自動火災報知設備、誘導灯等を想定しているが、消防法に準拠し、適合する設備を設けること。
- ・階段、吹抜け部などは落下防止対策に配慮した計画とすること。特に、手掛、足掛などを考慮した落下防止対策を講じること。
- ・全面ガラスなどの視認性が低い部分は、衝突防止策（ライン、マークなど）を講じること。

3 構造計画の要求水準

(1) 基本方針

ア 構造安全性の目標

- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による構造体の耐震安全性の分類はⅢ類とする。
- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築非構造部材の耐震安全性の分類はB類とする。
- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築設備の耐震安全性の分類は乙類とする。

イ 耐用年数の目標

- ・主要構造体については、建物の法定耐用年数が30年以上確保できる材料とすること。なお、鉄骨造とする場合の製作工場は、国土交通大臣認定工場Rグレード以上の工場とすること。

ウ 性能確保とコスト縮減の両立

- ・安全性やフレキシビリティに配慮しつつ、経済性の高い構造計画とすること。

エ 建築計画及び設備計画と合わせた総合的な検討

- ・建築計画及び設備計画と整合した構造計画とすること。

(2) 構造設計条件

ア 積載荷重

- ・建築基準法に準ずるものとすること。

イ 積雪荷重

- ・各特定行政庁の建築基準法施行細則に準ずるものとすること。

ウ 地耐力

- ・別添4地盤調査資料を参照のこと。

4 電気設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ・電気容量などの算定に関しては、建築設備設計基準（最新版）に基づき算定すること。設備及び機器は以下のとおりとする。
- ・交換・保守部品は、容易に入手が可能なものとする。
- ・高効率機器及び省エネルギー制御を採用し、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理・更新の容易性、操作の簡便性、省資源及び快適性に配慮すること。
- ・イニシャルコスト、ランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮すること。
- ・更新時などの搬入、搬出を考慮した配置とすること。
- ・騒音、振動などに配慮した配置とすること。
- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築設備の耐震安全性の分類は乙類以上とする。

(2) 電灯設備

ア 照明器具

- ・長寿命、高効率等を考慮し、原則、LED照明器具とする。

イ コンセント

- ・別添2諸室等性能表をもとに用途を考慮し計画すること。
- ・用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に配置すること。

(3) 受変電設備

- ・受電位置および引込柱の位置は別添3敷地現況図を参照のこと。なお、引込柱以降は原則、埋設配管とし管路は車道部に敷設すること。
- ・電力メーター等について設計業務内で電力会社と協議を実施する。

(4) 情報通信網設備

- ・ターミナル内は有線LAN及び無線LANを整備する。配管、配線及びHUB等、本事業にて行う。必要な電源工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。（設定調整費を含む。）

(5) 構内交換設備

- ・電話線配管及び配線を本事業にて行う。電話機設置及び設定調整費を含む。

(6) 放送設備

- ・放送設備については、ターミナル屋内及び屋外放送設備を整備する。屋外放送設備は、原則、ターミナル外壁へ設置するものとする。

(7) 誘導支援設備（便所呼出設備）

- ・多目的便所に呼出ボタンを設置し、外部に表示させる。呼出ボタンの位置はJIS基準に準ずる。

5 機械設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ・必要機器、負荷、機器容量などの算定に関しては、建築設備設計基準（最新版）に基づき算定すること。
- ・各施設条件は、別添2諸室等性能表による。

- ・ 機器，バルブ，ダンパー及び盤などの機器や機材は，操作や維持管理がしやすいものとする
こと。また，天井内に設置する場合に点検口を設置するなど，簡易に管理ができるように考
慮すること。
 - ・ 天井設置機器や器具などは落下防止措置及び耐震措置を行うこと。
 - ・ 給排水設備，空調設備及び衛生器具設備などについて，環境に応じた適切な計画を行い，結
露防止や防カビ対策を行うこと。
 - ・ 水配管は，漏水時の設置階及び下階などへの影響について配慮し，レイアウトを含めて考慮
すること。
 - ・ 設置される機器，器具については，機能的であるとともに，デザインと整合しているものと
すること。
- (2) 空調設備
- ・ 空調設備は，冷暖房共その能力を鑑み必要台数を設置すること。
 - ・ 空調方式及び空調機の型式は，空調負荷や換気量などを考慮し，適正な室内環境の維持が可
能なこと。
 - ・ 空調の運転停止及び温度制御は，原則として，各室で行えるようにすること。
- (3) 換気設備
- ・ 換気設備は想定される利用形態を踏まえた上で，適切に設置すること。
- (4) 給水設備
- ・ 給水方式は，衛生的かつ合理的で，経済性に優れた計画とすること。
 - ・ 上水は既設引込み上水管を利用する。接続位置は別添 3 敷地現況図を参照のこと。
 - ・ 給水方式の決定については，給水量の算定や水道本管圧力等を基に水道局との協議により
決定する必要がある。（直結方式，加圧給水方式，受水槽加圧ポンプ方式等）
- (5) 排水設備
- ・ 現状の下水道本管の敷設状況を確認すること。
 - ・ 広島市下水道局との協議により配管ルート，勾配，流出先を決定する必要がある。
 - ・ 原則自然流下とするが，必要な場合はポンプアップを行うこと。
- (6) 衛生器具設備
- ・ 衛生的，かつ使いやすい器具を採用すること。
 - ・ 飛沫が少なく，周辺の汚れを防止できる器具とすること。
 - ・ 節水を配慮すること。
 - ・ 洗面器，手洗器は自動水栓とすること。
- (7) 給湯設備
- ・ 給湯方式は，湯の用途，使用量等を考慮し選定すること。
 - ・ 必要温度及び必要量の湯を衛生的に供給できるよう計画すること。
 - ・ 必要に応じ，ガス設備の設置を行うこと。

第4 本事業に関する仕様

1 共通事項

(1) 基本的事項

- ・事業者は、要求水準及び技術提案を基に設計業務（基本設計及び実施設計）、建築工事、工事監理業務を適切に行うこと。
- ・事業者は、業務を行うに当たり、関係機関、近隣住民などからの要請や意見に対して誠意をもって対応すること。
- ・事業者は、事業の実施にあたり、必要な段階において、発注者の承諾を得ること。

(2) 共通業務

ア 工程表の作成

- ・事業者は、設計業務、建築工事及び工事監理業務を合わせた総合工程表を作成し提出すること。なお、10%の工程の遅れが生じた場合は、変更工程表を提出すること。

イ 履行報告書の作成

- ・事業者は、設計業務、建築工事及び工事監理業務の履行報告書を毎月作成し提出すること。

ウ 施工体系図の作成

- ・事業者は、契約締結後速やかに設計業務、建築工事及び工事監理業務を含めた施工体系図を作成し監督職員に提出すること。

エ 要求水準の確認

(ア) 要求水準確認計画書の作成

- ・事業者は契約締結後速やかに、要求水準確認計画書を作成し、監督職員に提出し、承諾を得ること。
- ・要求水準確認計画書には、発注者が提示した要求水準ごとに、確認の方法と時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。また、発注者の確認を要する場合は、その時期を適切に計画し記載すること。
- ・要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（以下「要求水準チェックリスト」という。）（事業者が作成）を添付すること。
- ・要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計終了時、実施設計完了時、その他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

(イ) 要求水準の確保のための事業者による管理に関する基本的な考え方

事業者は、要求水準確認計画書に基づいて次の項目を確認し、設計業務及び建築工事の管理を行うこと。

- ・基本設計完了時における基本設計報告書の確認
- ・実施設計完了時における実施設計図書及び構造計算書などの確認
- ・各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ・各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- ・全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認

(ウ) 要求水準の確認

- ・事業者は要求水準確認計画書に基づき、要求水準を満たしている事の確認を行った後に、監督職員の承諾を得ること。

(エ) 基本設計報告書及び実施設計図書の修正

- ・監督職員は、事業者から提出された基本設計報告書及び実施設計図書の内容が要求水準又は監督職員と事業者との協議において合意された事項に不一致があると判断した場合には、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・事業者は、発注者の承認を得た基本設計報告書及び実施設計図書の内容が要求水準又は監督職員と事業者との協議において合意された事項に不一致があると判断した場合には、監督職員に不一致の報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により速やかに基本設計報告書及び実施設計図書の修正を行い、修正点について監督職員に提出し承諾を得ること。修正後の設計について不一致があると判断された場合も同様とする。

エ 技術提案の確認

(ア) 技術提案実施計画書の作成

- ・事業者は契約締結後速やかに、技術提案書で提案した事項について、技術提案実施計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。
- ・技術提案実施計画書には、事業者が提案した技術提案の項目ごとに、確認の方法と時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。また、発注者の確認を要する場合は、その時期を適切に計画し記載すること。
- ・技術提案実施計画書には、技術提案の各項目を一覧化したチェックリスト（以下「技術提案チェックリスト」という。）（事業者が作成）を添付すること。
- ・技術提案実施計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、変更が必要な場合は、その都度監督職員に変更の計画書を提出し承諾を得ること。

(イ) 技術提案の実現のための事業者による管理に関する基本的な考え方

事業者は、技術提案実施計画書に基づいて次の事項を確認し、設計業務及び建築工事の管理を行うこと。

- ・基本設計完了時における基本設計報告書の確認
- ・実施設計完了時における実施設計図書及び構造計算書などの確認
- ・各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ・各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- ・全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認

(ウ) 技術提案の確認

- ・事業者は、技術提案実施計画書に基づき、技術提案の設計及び施工への反映状況の確認を行い、監督職員の承諾を得ること。

(エ) 基本設計報告書及び実施設計図書の修正

- ・監督職員は、事業者から提出された基本設計報告書及び実施設計図書の内容が技術提案又は監督職員と事業者との協議において合意された事項に不一致があると判断した場合には、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・事業者は、発注者の承認を得た基本設計報告書及び実施設計図書の内容が技術提案又は監督職員と事業者との協議において合意された事項に不一致があると判断した場合には、監督職員に不一致の報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により速やかに基本設計報告書及び実施設計図書の修正を行い、修正点について監督職員に提出し承諾を得ること。修正後の設計について不一致があると判断された場合も同様とす

る。

(3) その他

ア 電子データのセキュリティ確保

- ・事業者は、電子データにより打合せ資料や成果品を監督職員に提出する際には、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策がされたものを提出すること。なお、受発注者間の電子データ等のやり取りは、原則、広島県工事中情報共有システムを使用すること。

(広島県工事中情報共有システム <http://hiroshima.neo-calsec.com/>)

イ 情報セキュリティ確保

- ・契約期間中に、業務に関する資料や設計図書などの書類の紛失、誤送信、あるいは盗難に合わないようにすること。紛失等があった場合は、監督職員に直ちに報告するとともに、情報の保全と回収を行い、漏えいした情報に伴う損害が発生した場合は、事業者の責において賠償すること。

ウ 関係機関への手続

- ・事業者は、県が行う関係機関への手続に協力しなければならない。
- ・事業者は、業務を実施するための関係機関に対する手続などを適切な時期に行うとともに、その内容を書面により県に報告しなければならない。
- ・事業者が関係機関から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し、対応について協議するものとする。

(4) 資料等の作成

- ・事業者は、完成図書等を以下に基づき作成し納品すること。
 - 官庁営繕事業に係る電子納品等運用ガイドライン【営繕業務編】
 - 官庁営繕事業に係る電子納品等運用ガイドライン【営繕工事編】
 - 電子納品運用ガイドライン機械設備工事編【業務】
 - 電子納品等運用ガイドライン機械設備工事編【工事】
 - 電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】
 - 電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】
- ・事業者は、完成図等とあわせて不可視部分の施工写真も提出すること。
- ・写真の作成については、「営繕工事写真作成要領」を適用する。

2 設計業務に関する仕様

(1) 基本的事項

- ・設計業務における管理技術者は、専任で配置するものとし、設計業務を外部に委託する場合には、受託した建設コンサルタント等から配置すること。
- ・設計業務の範囲は、「第1 3 本事業の範囲」による。
- ・事業者は、設計図書等に明示のない場合又は疑義を生じた事項については、監督職員と協議すること。
- ・事業者は、有効と考える特殊な工法、材料、製品などを採用しようとする場合は、あらかじめ監督職員と協議を行うこと。
- ・別添4に地質調査の結果を示す。実施設計業務を行うにあたり、追加の地質調査が必要な場合は事業者の責任及び費用負担において地質調査業務を行うこと。

(2) 設計業務の期間

- ・事業者は、関係機関と十分協議を行ったうえで、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本事業を円滑に推進するよう、業務期間を設定すること。

(3) 設計業務

ア 設計業務の進め方

- ・事業者は、要求水準、技術提案を基に仕様を確定すること。
- ・事業者は、業務計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。
- ・事業者は、技術提案の内容に関する具体的な検討を行い、基本設計報告書及び実施設計図書に反映すること。
- ・事業者は、県が港湾関係者に向けて、設計内容等に関する説明を行う場合は、県の要請に応じて説明用資料を作成し、説明に協力すること。

イ 基本設計業務

(ア) 設計条件等の整理

- ・事業者は、本要求水準書及び技術提案の設計条件等を整理し、監督員に提出すること。

(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・事業者は、基本設計に必要な範囲で、計画に関する法令及び条例上の条件を調査し、監督職員に報告すること。
- ・事業者は、基本設計に必要な範囲で、計画通知又は建築確認申請等の手続に必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、監督職員に報告すること。

(ウ) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

- ・事業者は、基本設計に必要な範囲で、建設予定地における上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行い、監督職員に報告すること。

(エ) 基本設計報告書の作成

- ・事業者は、実施設計着手に先立ち、基本設計報告書を監督職員に提出し、監督職員に設計意図、基本設計内容、要求水準チェックリスト、技術提案チェックリストを提出し確認を受けること。

ウ 実施設計業務

(ア) 設計条件の確認

- ・事業者は、実施設計に先立ち、必要に応じて設計条件を再確認すること。
- ・事業者は、基本設計以降の状況の変化によって、設計条件に変更がある場合又は既に設定した条件を変更する必要がある場合においては、監督職員と協議すること。

(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・事業者は、法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行い、監督職員に報告すること。
- ・事業者は、計画通知又は建築確認申請等を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、監督職員に報告すること。

(ウ) 実施設計図書の作成

- ・事業者は、本体工事着工に先立ち、実施設計図書、設計意図、実施設計内容、要求水準チェックリスト、技術提案チェックリストを提出し、承諾を得ること。なお、実施設計図書の作成においては、施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工

事材料，設備機器などの種別，品質及び品質管理方法などを具体的に記載すること。

- ・事業者は，関係機関との事前の打合せなどを踏まえ，実施設計に基づき，計画通知又は建築確認申請等に必要の図書を作成し，監督職員に提出し，承諾を得ること。

(エ) 数量計算書の作成

- ・事業者は，本体工事について実施設計図書に基づき数量計算書を作成し，本体工事着工までに監督職員に提出し確認を受けること。

(4) 設計に係るその他の業務

ア 申請手続等

- ・事業者は，計画通知又は建築確認申請等を行うこと。
- ・事業者は，その他法令により定められた申請手続を行うこと。また，設計者は，県が行う申請手続に必要な資料などの作成を行うこと。

(5) 労働環境改善

- ・本設計業務は労働環境改善（ウィークリースタンス）を目的とした業務であり，次により実施する。

1. 初回打合せ時に，発注者から事業者の本取組の内容を説明するとともに，取り組む意思，内容を別紙－1「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に確認し設定する。取組期間については，初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。
2. 事業者は，取組内容を，別紙－1に整理し，打合せ記録簿と合わせて提出し，受発注者間で共有する。
3. 中間打合せ等を利用し，受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。
4. 成果物納入時の打合せにおいて，実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し，別紙－2「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し，共有する。

- ・なお，別紙－1及び別紙－2については，令和元年05月30日付けで「広島県の調達情報」ホームページのお知らせ欄に掲載してある様式を利用する。

「広島県の調達情報」（<http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>）

3 建築工事に関する仕様

(1) 基本的事項

- ・監理（主任）技術者は，通常の建築工事の役割に加え，事業者が自ら設計業務を行う場合，外部に設計業務を委託する場合のいずれにおいても，本事業の全てに係る工程・品質管理，発注者との協議・連絡等を行う。
- ・建築工事の内容及び範囲は「第1 3 本事業の範囲」による。
- ・事業者は，設計図書等に基づき施工を行うこと。
- ・事業者は，設計図書等に明示のない事項又は疑義を生じた事項については，監督職員と協議すること。
- ・事業者は，有効と考える特殊な工法，材料，製品等を採用しようとする場合は，あらかじめ監督職員と協議すること。
- ・事業者が行う工事監理業務とは別に，随時，監督職員が行う確認や検査を受けるものとする。確認や検査項目については，監督職員と協議を行い，決定する。

- ・補修等が必要な場合は、監督職員に補修方法等の協議を行い施工すること。補修後は事業者で必要な検査等を実施し、監督職員に報告すること。
- (2) 中間検査
- ・本建築工事は中間検査の対象工事とする。
 - ・中間検査の実施は、工事の主要工程を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うものとし、時期や回数は、監督職員が決定する。
- (3) 保険加入
- ・事業者は、建設業法第 24 条の 7 に定める施工体制台帳に健康保険等の加入実態を確実に記載し、施工者が雇用する労働者の加入実態を明らかにすること。また、二次以下の下請業者に対しては、再下請負通知書に健康保険等の加入実態を確実に記載させ、未加入の場合は健康保険等へ加入するよう指導するものとする。
- (4) 法定外の労災保険の付保
- ・本建築工事において、事業者は法定外の労災保険に付さなければならない。
 - ・事業者は、建設工事請負契約約款第55条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - ・法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。
- (5) 施工計画書等の作成
- ・事業者は、施工計画書を作成すること。
 - ・施工計画書は、原則として該当する工事着手の 7 日前までに、監督員に提出すること。
 - ・事業者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出すること。
- (6) 取扱説明会の開催
- ・事業者は、完成図等引渡しに先立ち取扱説明書を作成し、発注者等へ取扱説明会を開催すること。
- (7) 契約不適合責任（瑕疵）点検
- ・事業者は、引渡し後 1 年及び 2 年後に契約不適合責任（瑕疵）点検を県の検査担当職員の立会のもと実施し、書面により報告すること。
- (8) 近隣対応
- ・事業者は、工事内容や状況を近隣及び港運事業者等へ周知し理解を得るよう努めること。
 - ・騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、地盤沈下、交通渋滞その他、工事が近隣の生活環境に与える影響を考慮し、環境基準を守るよう対策を講じる等、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
 - ・隣接する建物や、道路、公共施設などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
 - ・工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、発注者に報告するとともに、誠意をもって対応すること。

- ・近隣への対応について、事業者は監督職員に対して、その内容及び結果を報告すること。

(9) 安全の確保等

- ・第三者に対する安全確保のため、万全の配慮を行い事故の発生を未然に防止すること。また、資材の搬出入等車両の出入りは波止場公園内を通行することから、安全を確保するため、1名以上の誘導員を配置すること。

(10) その他

- ・本事業により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。
- ・本事業により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。
- ・工事中の仮設電力、仮設水道は事業者の負担とする。なお、関係局と協議して了解が得られれば副メーターを設置することができる。

4 工事監理業務に関する仕様

(1) 基本的事項

- ・工事監理業務における管理技術者は、専任で配置するものとし、工事監理業務を外部に委託する場合には、受託した建設コンサルタント等から配置すること。
- ・工事監理業務の範囲は、「第1 3 本事業の範囲」による。
- ・事業者は、設計図書等に明示のない事項又は疑義を生じた事項については、監督職員と協議すること。

(2) 工事監理業務計画書

- ・事業者は、工事監理業務着手前に、必要事項を記載した工事監理計画書を監督職員に提出すること。
- ・事業者は、工事監理の方法に変更が生じた場合、監督職員と協議すること。

(3) 工事監理業務

ア 設計図書等の内容の把握など

- ・事業者は、設計図書等の内容を把握し明らかな、矛盾、誤謬、脱漏などを発見した場合には、監督職員に報告し、必要に応じて修正すること。

イ 設計図書等に照らした施工図などの検討及び報告

- ・事業者は、設計図書等の定めにより、施工図（現寸図・工作図などをいう。）、材料、製作見本、見本施工などが設計図書等の内容に適合しているかについて確認し、監督職員に報告すること。
- ・事業者は、設計図書等の定めにより、工事材料、設備機器など（当該工事材料、設備機器などに係る製造者及び専門事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書等の内容に適合しているかについて確認し、監督職員に報告すること。

ウ 施工と設計図書等との照合及び確認

- ・事業者は、設計図書等の内容に適合しているかについて、対象工事に応じた方法により確認し、監督職員に報告すること。

エ 設計図書等の内容に適合していることを確認できない場合の措置

- ・事業者は、施工や施工図などが設計図書等の内容に適合していることを確認できない場合、すみやかに修正する事項を監督職員に報告し指示に従うこと。

オ 工事監理状況の報告

- ・事業者は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を、監督職員に毎月提出し確認を受けること。

カ 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査については、次の確認方法とする。ただし、材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。

- ・事業者は、工事監理業務報告書に基づき現場立会等により確認を行うこと。
- ・事業者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、返品等の適切な対応をし、監督職員に報告すること。

5 契約変更について

県及び事業者のリスクの種類及び内容を別添5リスク分担表に示す。

6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

本事業を実施するにあたり必要な新型コロナウイルス感染症対策を講じること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る必要な費用は、提案価格に見込むこととし設計変更の対象としないこととする。ただし、今後の感染状況により、発注者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。

7 事業スケジュール

本事業の引渡しは令和6年3月29日を予定している。



クルーズターミナル整備予定箇所



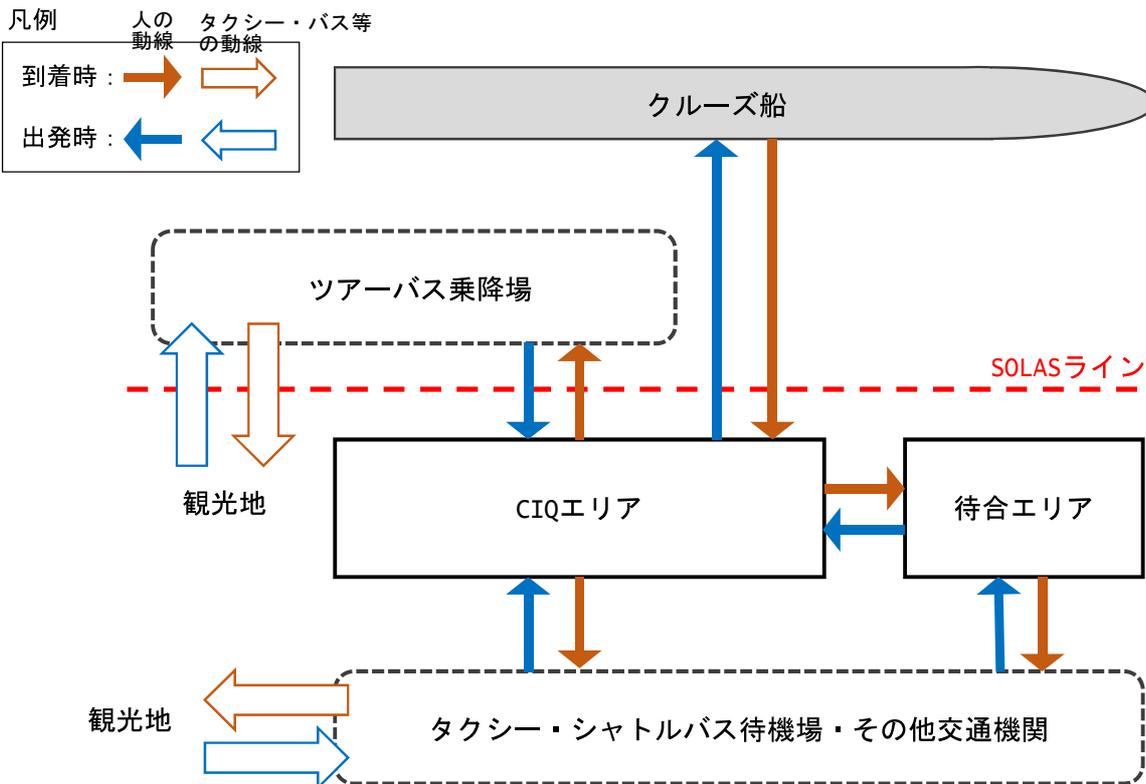
現況と異なる

＜クルーズ客船の寄港イメージパース 9万トン級＞

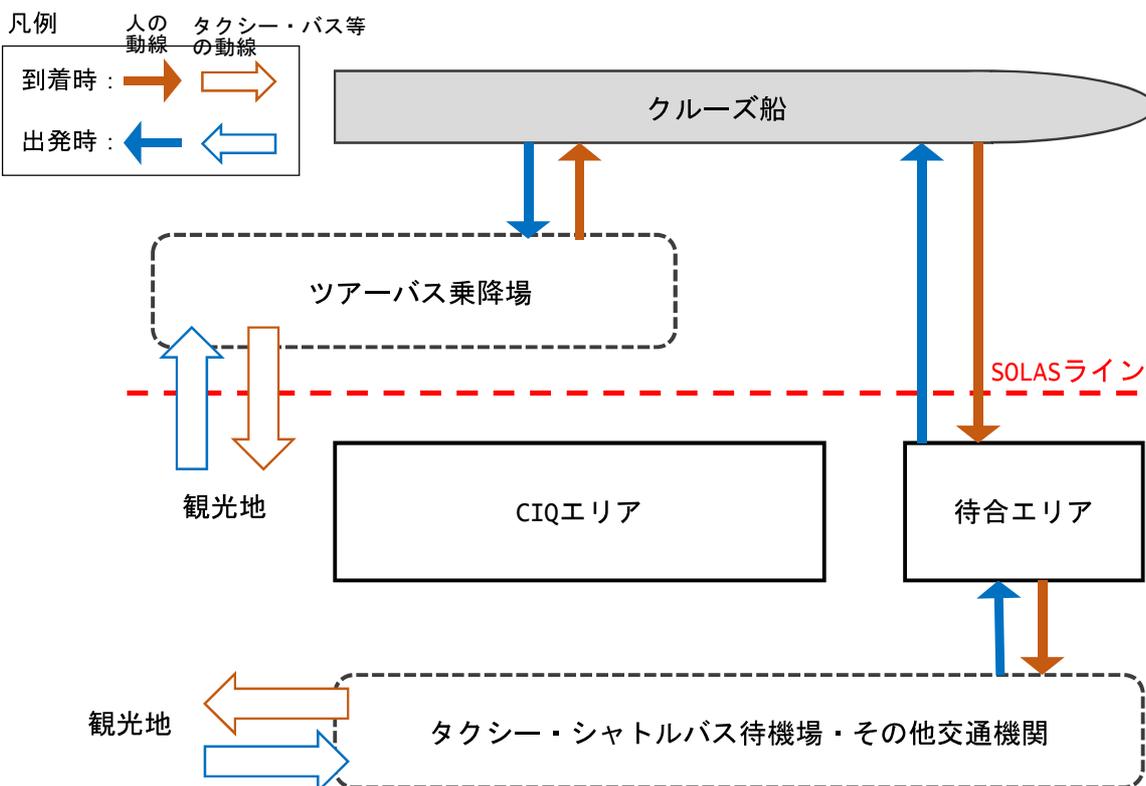


動線イメージ図

■ CIQが必要な場合



■ CIQが不要な場合



①建物概要

用途	クルーズターミナル受入等交流施設
構造種別	任意
階数	平屋建
計画あたりの留意事項	
<p><input type="checkbox"/> 建築物（外構を除く）は、想定建設エリア内とすること（芝生面積の減少を抑えるように配慮すること）（別添3参照）</p> <p><input type="checkbox"/> SOLAS ライン（フェンス）より3mの範囲は建築不可</p> <p><input type="checkbox"/> SOLAS ゲートの位置は変更不可</p> <p><input type="checkbox"/> 下船後、施設への入場はNo.8ゲートを使用</p> <p><input type="checkbox"/> （浸水対策の仕様）（浸水想定高さはC.D.L6.40m）</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物の配色については、「広島市景観色彩ガイドライン」に合致すること。 また、「広島港色彩計画」を参考にすることもできる。</p> <p><input type="checkbox"/> CIQ エリアと待合エリアは一体的に利用可能とすること</p> <p><input type="checkbox"/> 全エリアともフラット空間とし、椅子・机等の備品は別途とする。</p> <p><input type="checkbox"/> パラダイスの塔は改修・解体不可</p>	

※建設可能範囲，SOLAS ライン，ゲート位置，既存地盤高さは別添3 敷地現況図参照

②各室諸元

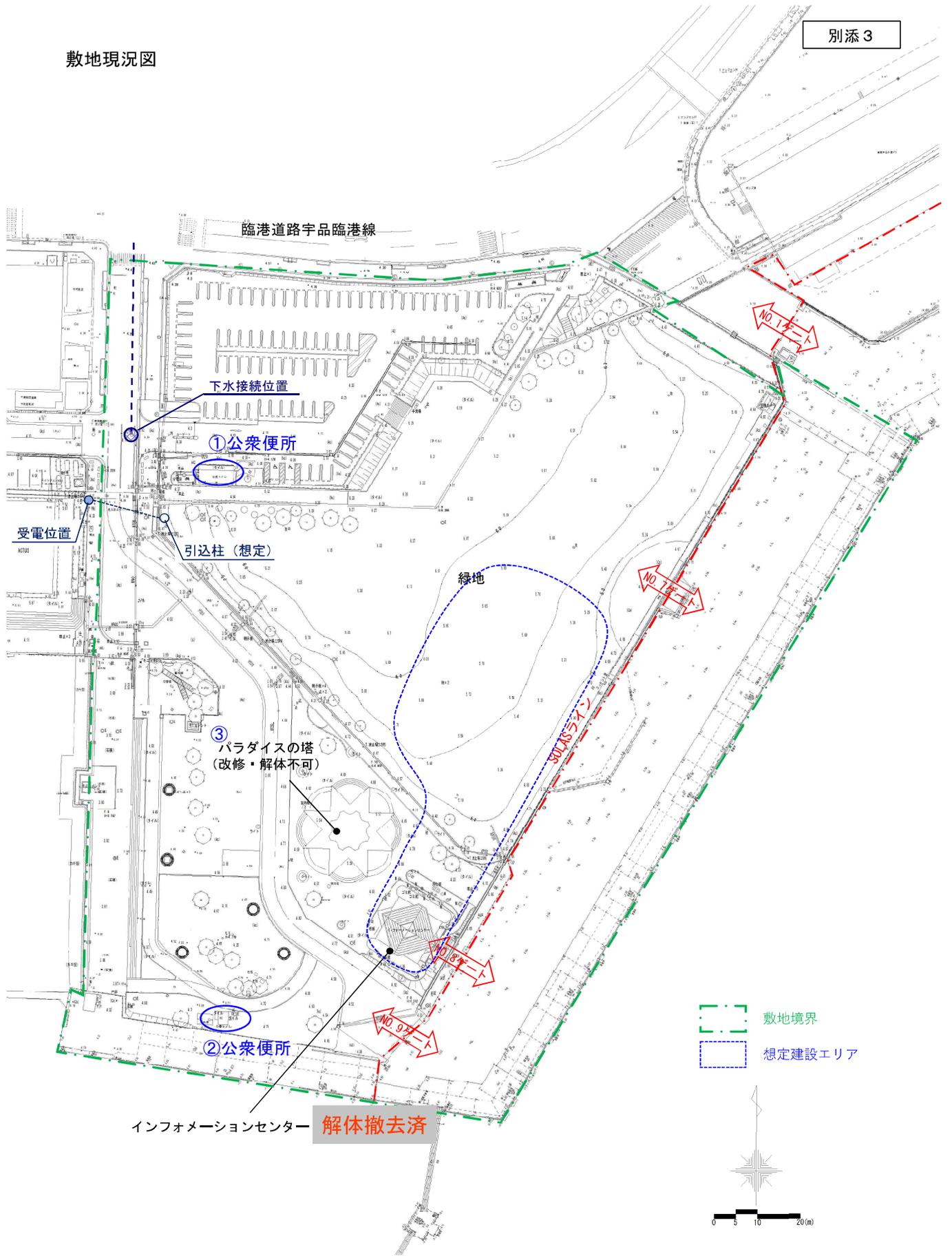
室名	室数	規模
A. CIQ エリア		1,000 m ² 程度
用途	<input type="checkbox"/> CIQ（税関，出入国管理，検疫）実施時に利用する。 <input type="checkbox"/> CIQ 稼働日数は100日/年を想定する。	
CIQ スペース	1	916 m ² 程度
諸室仕様	<input type="checkbox"/> フリースペースとして，常設の什器は設置せずカウンター等は移動式の備品で対応する。 <input type="checkbox"/> 控室を含めて短辺方向が24m以上の矩形の無柱空間とする。 <input type="checkbox"/> CIQ 実施時には外部から内部の様子が見えないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 天井高は3.5m以上とする。 <input type="checkbox"/> 空調設備を設置のこと。 <input type="checkbox"/> その他，イベント開催場所としての利用を想定している。	
控室	6	各14 m ² 程度
諸室仕様	<input type="checkbox"/> 配置は設計業務の中で決定する。 <input type="checkbox"/> 天井高は2.5m以上とする。 <input type="checkbox"/> 空調設備を設置のこと。	

室名	室数	規模
B. 待合エリア		400 m ² 程度
用途	<input type="checkbox"/> クルーズ船寄港時，シャトルバス・タクシー等利用者の待合いスペースとして利用する。 <input type="checkbox"/> クルーズ船寄港時以外も，イベント開催時などの多目的スペースとして活用を想定している。	
待合スペース	1	320 m ² 程度
諸室仕様	<input type="checkbox"/> ベンチ等（備品）を設置する。 <input type="checkbox"/> 天井高は 3.5m以上とする。 <input type="checkbox"/> Wi-Fi 設備を設置のこと。 <input type="checkbox"/> 空調設備を設置のこと。	
トイレ	各 1	計 55 m ² 程度
諸室仕様	<input type="checkbox"/> 多目的トイレ（1 対1対1），男子トイレ（小 3 大 2 手洗 2），女子トイレ（大 7 手洗 3），SK（汚物流し 1）を設置する。 <input type="checkbox"/> 天井高は 2.5m程度とする。 <input type="checkbox"/> 空調設備を設置のこと。	
給湯室	1	5 m ² 程度
諸室仕様	<input type="checkbox"/> イベント等で利用する。 <input type="checkbox"/> 流し台（L=1200）を設置すること。（コンロは不要） <input type="checkbox"/> 天井高は 2.5m 程度とする。	
倉庫	1	20 m ² 程度
諸室仕様	<input type="checkbox"/> 天井高は 2.5m 程度とする。	

③屋外施設

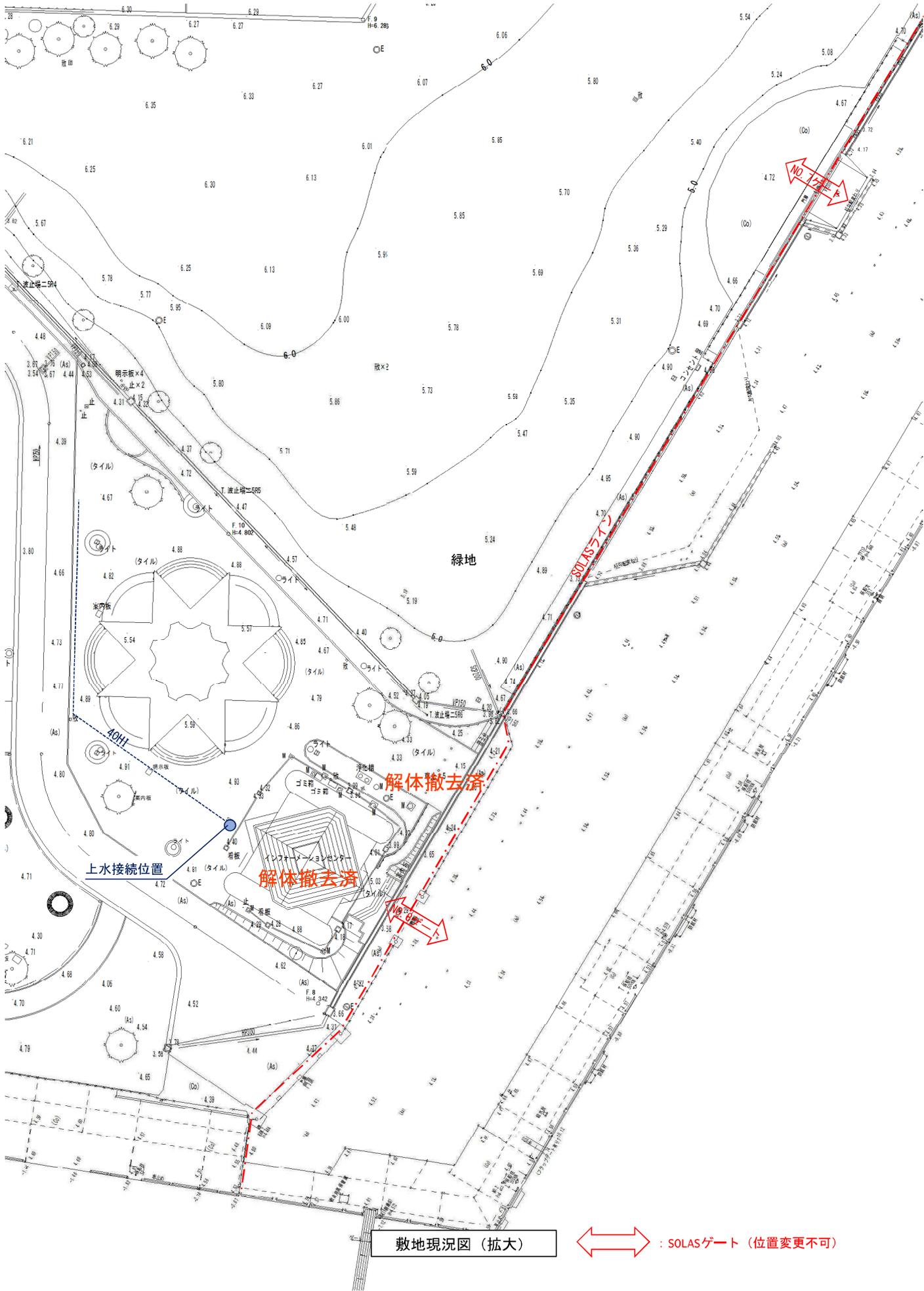
展望スペース		
仕様	<input type="checkbox"/> 200 m ² 以上とし，屋上部に設置する。 <input type="checkbox"/> 外階段によりアクセスできるようにする。（施錠可能な構造とすること。） <input type="checkbox"/> 照明設備を設置のこと。	
設備機械置場		
仕様	<input type="checkbox"/> 受変電設備，空調屋外機等は浸水対策に配慮して設置すること。 <input type="checkbox"/> 目隠し壁の設置等，景観に配慮のこと。	
駐車スペース		
諸室仕様	<input type="checkbox"/> CIQ エリアに近接して管理用車両駐車場 5 台程度を確保すること。（舗装整備は不要） <input type="checkbox"/> 車両転回場，シャトルバス待機所，タクシー待機所の整備は別途工事とする。 <input type="checkbox"/> 舗装工事（インターロッキング舗装）は利用者が通行する範囲を見込むこと。	

敷地現況図



敷地現況図

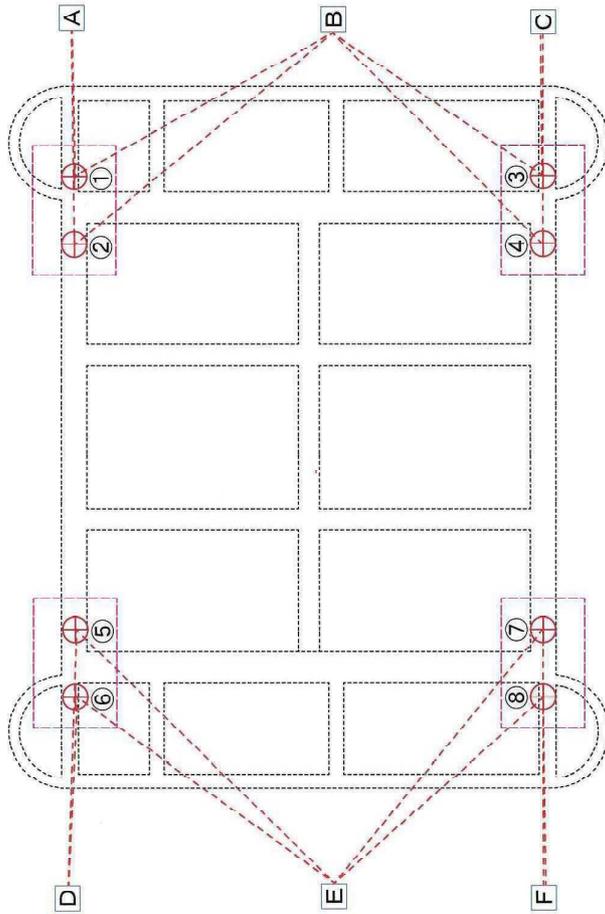
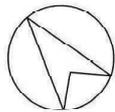
⇔ : SOLASゲート (位置変更不可)



敷地現況図 (拡大)

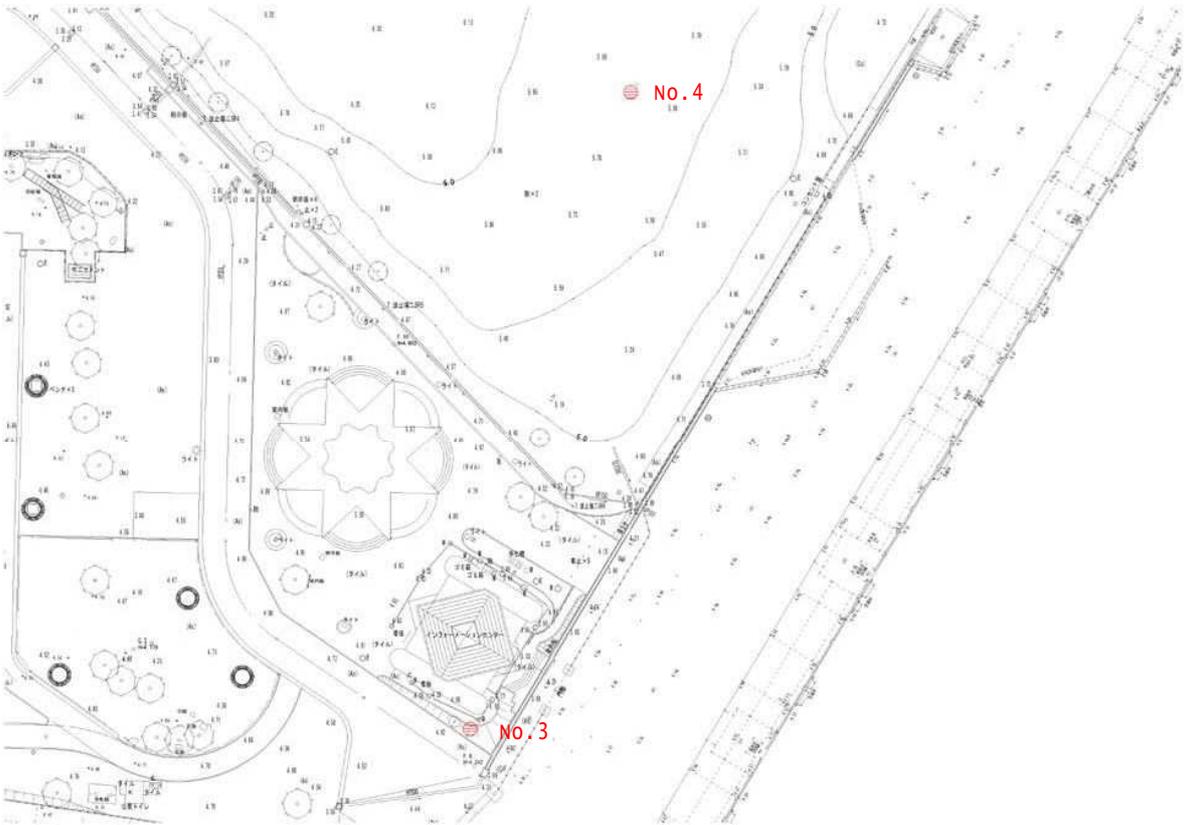
↔ : SOLASゲート (位置変更不可)

インフォメーションセンター跡地の杭残置状況



杭番	基準	距離 m/m	杭頭深さ (G.L.基準: m/m)
①	A	3.500	-3.200
	B	6.300	
②	A	5.200	-3.200
	B	7.700	
③	B	6.750	-1.700
	C	4.050	
④	B	7.700	-1.700
	C	5.600	
⑤	D	5.400	-1.700
	E	8.000	
⑥	D	3.800	-1.700
	E	6.950	
⑦	E	7.400	-1.700
	F	6.000	
⑧	E	6.300	-1.700
	F	4.400	

地質調査資料



地質調査位置図

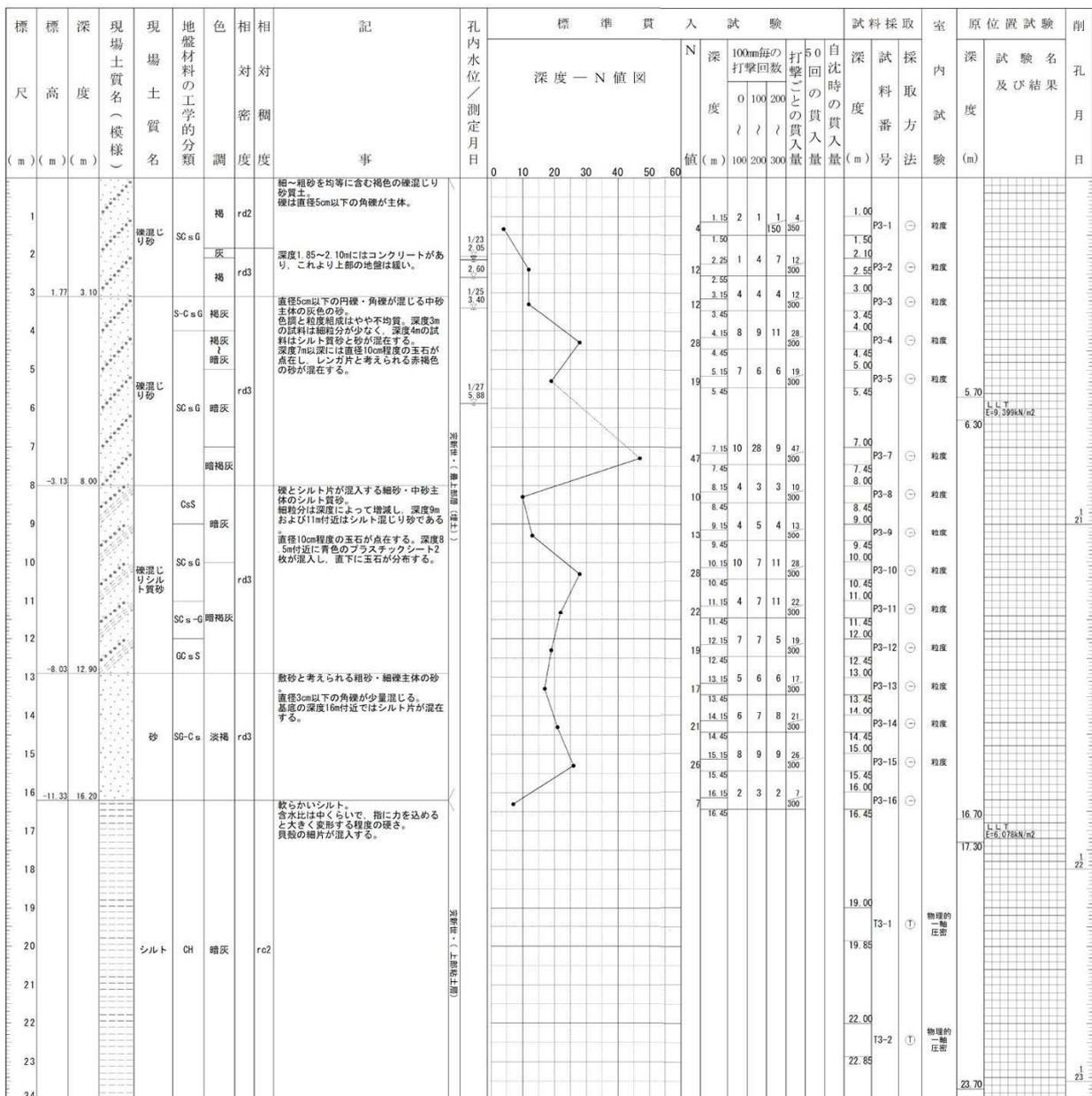
土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 _____

事業・工事名 _____

調査目的及び調査対象 建築 構造物基礎

ボーリング名	RI-M3	調査位置	広島県広島市南区宇品海岸三丁目地内	北緯	34° 21' 08.0087"
発注機関	広島県広島港湾振興事務所	調査期間	令和2年 1月20日～ 令和2年 1月28日	東経	132° 28' 11.7386"
調査業者名		主任技師		現場代理人	
コシゲ		コシゲ		コシゲ	
ボーリング責任者		コシゲ		コシゲ	
孔口標高	CDL 4.87m	角	180° 上下 0°	方	0°北 270°西 90°東 180°南
総削孔長	43.00m	度	0°	向	0°北 90°東 180°南 270°西
地盤勾配		使用機種	東邦地下工機 D1-B48	エンジン	ヤンマー NFD13
ポンプ		ポンプ	東邦地下工機 BG-3B		



土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

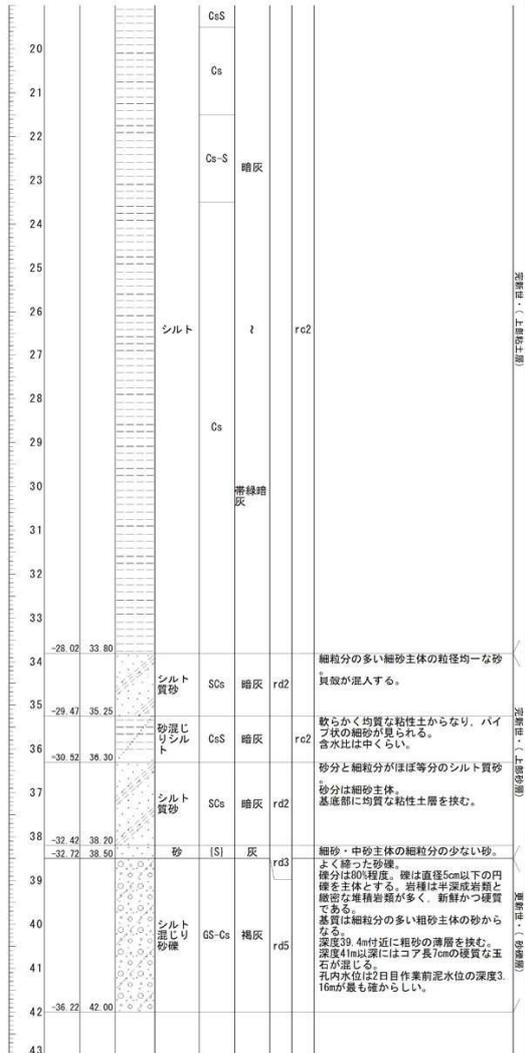
調査名

事業・工事名

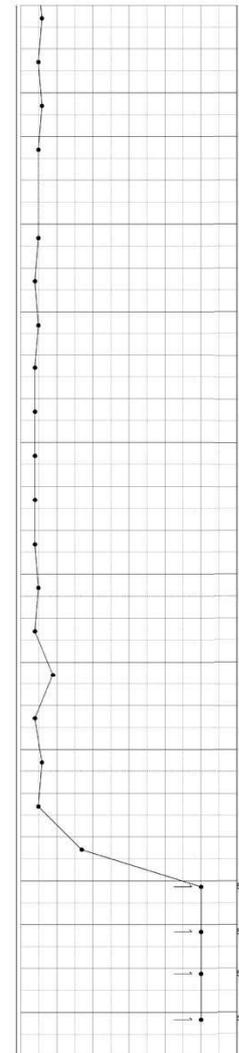
調査目的及び調査対象 建築 構造物基礎

ボーリング名	R1-N0.4	調査位置	広島県広島市南区宇品海岸三丁目地内	北緯	34° 21' 10.7051"
発注機関	広島県広島港湾振興事務所	調査期間	令和2年 1月14日～ 令和2年 1月20日	東経	132° 28' 12.5629"
調査業者名		主任技師		現場代理人	コア鑑定者
ボーリング機	東邦地下工機 D1-B48	エンジン	ヤンマー NFD13	ポンプ	東邦地下工機 BG-3B
孔口標高	CDL 5.78m	角	180° 上 90° 下 0°	方	0° 北 90° 東 180° 南 270° 西
総削孔長	42.00m	地盤勾配	0° 鉛直 90°	使用機種	

標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現地土質分類	色	相対密度	相対調度	記号	標準貫入試験	自沈時の貫入量 (m)	試験番号	室内試験	原位置試験	試験名及び結果	削孔月日
4.78	1.00	砂質礫	GS	黒灰	rd5		黄褐色の砂質土で、直径3~5cmの角礫が多く混入する。	50	1.00	P4-1	○			
4.28	1.50	シルト混じり砂	SCeG	暗灰	rd4		直径3cm以下の砕石と砂で、深度1~1.5mはアスファルト層が分布する。直径3cm以下の角礫が混入する砂質土。レンガ片・コンクリート片が混入する。砂分は細砂・中砂主体。	33	2.00	P4-2	○	粒度		
3.08	2.70	シルト混じり砂	SCeG	暗灰	rd1		細粒分を少量含む。細砂・中砂主体の砂。直径5cm以下の角礫が少量混入する。深度4mの試料は含水比が高い。深度5mの試料は細砂・粗砂を均等に含むよじった砂。	5	3.00	P4-3	○	粒度		
0.28	5.50	シルト混じり砂	SCeG	灰	rd5		細砂・中砂主体の砂で、直径25cm程度の花崗岩の風化岩塊が混入する。細粒分は少ない。	2	5.00	P4-5	○	粒度		
-1.02	6.80	シルト混じり砂	SCeG	淡褐	rd3		直径3cm以下の角礫が少量混入する。粗砂・細砂を均等に含む砂を主体とする。全体的に細粒分を少量含む。深度によって色調と粒度組成が不均質である。深度7mの試料は淡褐色。深度8mの試料は灰色で細砂・中砂主体。深度9mの試料はレンガ片・廃棄物片が混入し細粒分がやや多い。深度8.8~9.7mに花崗岩の風化岩塊が見られ、一部は硬質。数分と考えられる。細粒分をほとんど含まない粗砂・細砂主体の砂。硬さは直径1cm以下の角礫からなる。貝殻片が混入する。色調は上部は淡褐色で、下部は灰色である。基礎付近は暗灰色で直径3cm程度の円礫が多く混入する。	16	6.00	P4-6	○	粒度	6.20	
-3.92	9.70	シルト混じり砂	SCeG	灰	rd3		直径3cm以下の角礫が少量混入する。粗砂・細砂を均等に含む砂を主体とする。全体的に細粒分を少量含む。深度によって色調と粒度組成が不均質である。深度7mの試料は淡褐色。深度8mの試料は灰色で細砂・中砂主体。深度9mの試料はレンガ片・廃棄物片が混入し細粒分がやや多い。深度8.8~9.7mに花崗岩の風化岩塊が見られ、一部は硬質。数分と考えられる。細粒分をほとんど含まない粗砂・細砂主体の砂。硬さは直径1cm以下の角礫からなる。貝殻片が混入する。色調は上部は淡褐色で、下部は灰色である。基礎付近は暗灰色で直径3cm程度の円礫が多く混入する。	29	7.00	P4-7	○	粒度	6.80	
-6.22	12.00	シルト質砂	CsS	暗灰	rd3		貝殻片の混入するシルト質微細砂。	13	8.00	P4-8	○	粒度		
-6.72	12.50	シルト質砂	CsS	暗灰	rd3		軟らかいシルト。含水比は中くらいで、指に力を込めると大きく変形する程度の硬さ。全体的に貝殻片が混入する。上部の深度18m付近までは、所々に微細砂・粗砂をシーム状に挟む。下部の試料は光沢があり褐色を帯びた色調である。	13	9.00	P4-9	○	粒度		
			Cs-S	暗灰				24	10.00	P4-10	○	粒度		
			CsS					26	11.00	P4-11	○	粒度		
			Cs					14	12.00	P4-12	○	粒度		
			Cs					5	13.00	P4-13	○	粒度		
			Cs-S					5	14.00	P4-14	○	粒度		
			Cs					4	16.00	P4-16	○	粒度		
			Cs					7	17.00	P4-17	○	粒度		
			Cs					5	18.00	P4-18	○	粒度		
			Cs					6	19.00	P4-19	○	粒度		
			Cs					5	20.00	P4-20	○	粒度		
			Cs					6	21.00	P4-21	○	粒度		
			Cs					5	22.00	P4-22	○	粒度		
			Cs						22.00			粒度		
			Cs						23.00			粒度		



深部層 (上部粘土層) 深部層 (上部粘土層) 深部層 (上部粘土層)



深度 (m)	19.15	20.15	21.15	22.15	23.15	24.15	25.15	26.15	27.15	28.15	29.15	30.15	31.15	32.15	33.15	34.15	35.15	36.15	37.15	38.15	39.15	40.15	41.15	42.15	43.15	
6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
P4-19	19.45	20.00	20.45	21.00	21.45	22.00	22.45	23.00	23.45	24.00	24.48	25.00	25.45	26.00	26.47	27.00	27.45	28.00	28.45	29.00	29.46	30.00	30.47	31.00	31.49	32.00
P4-20																										
P4-21																										
P4-22																										
P4-23																										
P4-24																										
P4-25																										
P4-26																										
P4-27																										
P4-28																										
P4-29																										
P4-30																										
P4-31																										
P4-32																										
P4-33																										
P4-34																										
P4-35																										
P4-36																										
P4-37																										
P4-38																										
P4-39																										
P4-40																										
P4-41																										
P4-42																										

16 17 18 19 20

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				広島県	事業者
共通	制度変更リスク	法令変更	本事業に係る根拠法令の変更	○	
			本事業のみならず広く一般に適用される法令変更		○
		税制変更	消費税の変更, 法人の利益にかかる税以外の税制変更	○	
			本事業に関する新税の成立, 税制変更(消費税, 法人の利益に係る税を除く)	○	
	法人の利益に係る税の変更(上記以外の税の法律の変更)			○	
	許認可リスク	事業者が取得すべき許認可		○	
	社会リスク	住民対策	施設設置そのものに関する住民対策	○	
			事業者が実施する業務に関する住民対策		○
		環境保全	事業者が実施する業務に関する環境対策(騒音・振動・臭気・粉塵等)		○
			第三者賠償	発注者の帰責事由により第三者に与えた損害	○
		事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○	
	経済リスク	物価変動リスク	建設期間中の物価変動	△注1	
			金利変動リスク	設計及び施工期間中の金利変動	
中止・延期のリスク	発注者の責めに帰すべき事業中止, 遅延, 債務不履行の場合		○		
不可抗力リスク	不可抗力(戦争・地震・台風・風水害等)により生じる費用増加又は損害		△注2		
設計段階	設計リスク	測量・地質調査等リスク	発注者が実施した測量・地質調査等の不備	○	
			既調査(参考資料)に関し, 測量・地質調査等の追加調査		○
		事業者が実施した測量・地質調査等の不備		○	
	設計変更リスク	発注者が提示した条件の不備	○		
		事業者が実施した設計の不備		○	
	発注者の指示により要求水準(技術提案された項目については技術提案)を超える設計変更による費用増加		○		
	事業者の設計変更による費用増加			○	
	実施設計完了後, 官積算による契約金額の相違		△注3		
施工段階	用地リスク	事業用地の土壤汚染・埋蔵物等による費用増加		○	
	施工リスク	工事完了の遅延リスク	発注者の指示等により契約期日までに施設が完成しない場合	○	
			事業者の帰責事由により契約期日までに施設が完成しない場合		○
		工事費増減リスク	発注者の指示による工事費の増加	○	
事業者の帰責事由による工事費の増加			○		
要求水準等未達リスク	完成検査において要求水準及び技術提案の未達が発見された場合			○	
終了	終了手続き	事業終了時の手続きに要する費用負担			○

(注1)

物価変動による場合, 負担は建設工事請負約款第33条による。

(注2)

不可抗力による場合, 事業者の負担は建設工事請負約款第37条による。

(注3)

実施設計完了後, 官積算による契約金額の相違については次のとおりとする。

・官積算の増減による契約金額の変更は行わない。